（別紙２）

岡山県　地域活動指針及び同指針に基づく要件
（資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動））

第１　地域活動指針及び同指針に基づく要件

１　施設の軽微な補修

活動区分		活動項目	活動要件
機能診断・計画策定	機能診断	24　農用地の機能診断	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、施設の機能診断、診断結果の記録管理を毎年度実施する。
		25　水路の機能	
		26　農道の機能診断	
		27　ため池の機能診断	
	計画策定	28　年度活動計画の策定	機能診断結果を踏まえて、実践活動に関する年度計画を毎年度策定する。
研修		29　機能診断・補修技術等に関する研修	機能診断・補修技術等に関する研修について、５年間に１回以上実施する。
実践活動	農用地	30　農用地の軽微な補修等	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、農用地の軽微な補修等、必要な活動項目を毎年度実施する。
	水路	31　水路の軽微な補修等	
	農道	32　農道の軽微な補修等	
	ため池	33　ため池の軽微な補修等	

２　農村環境保全活動

活動区分		活動項目	活動要件
	テーマ		
計画策定	生態系保全	34　生物多様性保全計画の策定	選択したテーマについて、基本方針、保全方法、活動内容等を示した計画を毎年度策定する。
	水質保全	35　水質保全計画、農地保全計画の策定	
	景観形成・生活環境保全	36　景観形成計画・生活環境保全計画の策定	
	水田貯留機能増進・地下水かん養	37　水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定	
	資源循環	38　資源循環計画の策定	
実践活動	生態系保全	39　生物の生息状況の把握	選択したテーマに基づき、生態系保全を図るため、生物の生

		40　外来種の駆除	息状況の把握等の活動項目を毎年度１つ以上実施する。
		41　その他（生態系保全）	
	水質保全	42　水質モニタリングの実施・記録管理	選択したテーマに基づき、水質モニタリングの実施・記録管理等の活動項目を毎年度１つ以上実施する。
		43　畑からの土砂流出対策	
		44　その他（水質保全）	
	景観形成・生活環境保全	45　植栽等の景観形成活動	選択したテーマに基づき、景観形成・生活環境保全を図るため、植栽等の景観形成活動等の活動項目を毎年度１つ以上実施する。
		46　施設等の定期的な巡回点検・清掃	
		47　その他（景観形成・生活環境保全）	
	水田貯留機能増進・地下水かん養	48　水田の貯留機能向上活動	選択したテーマに基づき、水田貯留機能増進・地下水かん養を図るため、水田の貯留機能向上活動等の活動項目を毎年度１つ以上実施する。
		49　水田の地下水かん養機能向上活動・水源かん養林の保全	
	資源循環	50　地域資源の活用・資源循環活動	選択したテーマに基づき、資源循環を図るため、地域資源の活用・資源循環活動を毎年度実施する。
啓発・普及		51　啓発・普及活動	選択したテーマに基づき、地域住民等の理解を深めるための啓発・普及活動を毎年度実施する。

３　多面的機能の増進を図る活動

活動区分	活動項目	活動要件
多面的機能の増進を図る活動	52　遊休農地の有効活用	任意の実施とし、実施する場合は、活動項目を選択した上で、毎年度実施するとともに、広報活動・農村関係人口の拡大を毎年度実施する。
	53　鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化	
	54　地域住民による直営施工	
	55　防災・減災力の強化	
	56　農村環境保全活動の幅広い展開	
	57　やすらぎ・福祉及び教育機能の活用	
	58　農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	
	58-2 広域活動組織における活動支援班による活動の実施	
	58-3 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化	
	59　都道府県、市町村が特に認める活動	
	60　広報活動・農村関係人口の拡大	

第２　活動の説明

１　施設の軽微な補修

１）機能診断・計画策定

ア　機能診断

【農用地に関する活動内容】

24農用地の機能診断

□施設の機能診断

・　活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように畦畔、農用地法面、鳥獣害防護柵、防風ネット等の状況確認を行うこと。

□診断結果の記録管理

・　状況確認の結果を経年的に記録管理すること。

【水路（開水路、パイプライン）に関する活動内容】

25水路の機能診断

□施設の機能診断

・　活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（はらみの発生状況、目地部分の劣化状況、表面の劣化状況、沈下状況、側壁背面の侵食状況、藻等の発生状況、調整施設の遮光施設の状況、法面の侵食の発生状況、破損箇所の把握等）を行うこと。

・　活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（給水栓ボックスの基礎部の状況、破損箇所の把握、調整施設の遮光施設の状況等）を行うこと。

□診断結果の記録管理

・　状況確認の結果を経年的に記録管理すること。

【農道に関する活動内容】

26農道の機能診断

□施設の機能診断

・　活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（側溝の目地部分の劣化状況、側溝の劣化状況、側溝背面の劣化状況、路肩・法面の侵食状況、破損箇所の把握等）を行うこと。

□診断結果の記録管理

・　状況確認の結果を経年的に記録管理すること。

【ため池（管理道路含む）に関する活動内容】

27ため池の機能診断

□施設の機能診断

・　活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（遮水シートの劣化状況、目地部分の劣化状況、コンクリート構造物の表面劣化状況、堤体部の侵食状況、遮光施設の状況、破損箇所の把握等）を行うこと。

□診断結果の記録管理

・　状況確認の結果を経年的に記録管理すること。

イ　計画策定

□28年度活動計画の策定

・　機能診断結果も踏まえて、実践活動の当該年度の活動計画を策定すること。

2）研修（機能診断・補修技術等の研修）

29機能診断・補修技術等に関する研修

□対象組織による自主的な機能診断及び簡単な補修に関する研修

・　対象組織による自主的な機能診断及び簡単な補修が行えるように、技術研修の実施等の対象組織の技術向上対策を行うこと。

□老朽化が進む施設の長寿命化のための補修、更新等に関する研修

・　対象組織による施設の長寿命化を図るための補修、更新等が行えるように、技術研修の実施等の対象組織の技術向上対策を行うこと。

□農業用水の保全、農地の保全や地域環境の保全に資する新たな施設の設置等に関する研修

・　対象組織による農業用水の保全、農地の保全や地域環境の保全に資する新たな施設の設置等が行えるように、技術研修の実施等の対象組織の技術向上対策を行うこと。

3）実践活動

ア　農用地に関する活動内容

30農用地の軽微な補修等

①畦畔・農用地法面等

□畦畔の再構築

・　形状の劣化、沈下、破損等がみられる畦畔（土、コンクリート問わず）の幅や高さ等の形状回復等の対策を行うこと。

□農用地法面の初期補修

・　降雨による影響等で農用地法面に侵食が発見された場合、補修、補強等の対策を行うこと。

②施設

□暗渠施設の清掃

・　暗渠施設への高圧水による清掃等を実施し、機能の回復等の対策を行うこと。

□農用地の除れき

・　生産性の確保による遊休農地発生の防止のために、石れき等の除去を行うこと。

□鳥獣害防護柵の補修・設置

・　鳥獣被害防止のための防護柵の補修や設置等を行うこと。

□防風ネットの補修

・　防風ネットの補修を行うこと。又は新たに防風ネットを設置すること。

□きめ細やかな雑草対策

・　畦畔又は農用地法面の形状確保や雑草繁茂・病害虫発生の抑制のために、「カバープランツ又はハーブの植栽・管理」、「抑草ネット等の設置」、又は、「薬剤による地上部の除草」を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。

イ　水路に関する活動内容

31水路の軽微な補修等

①水路

□水路側壁のはらみ修正

・　柵渠等により整備された水路の側壁部にはらみが発見された場合、はらみ修正等の対策を行うこと。

□目地詰め

・　U字溝等のコンクリート構造物の目地部に劣化が発見された場合、目地部に充填剤を詰める等の対策を行うこと。また、目地部分の草抜きも行うこと。

□表面劣化に対するコーティング等

・　コンクリート構造物等の表面が劣化していた場合、表面部へのコーティング剤の塗布等の対策を行うこと。

□不同沈下に対する早期対応

・　水路敷きが一部不同沈下していた場合、当該部分の補修等の対策を行うこと。

□側壁の裏込材の充填、水路耕畔の補修

・　柵渠等の水路側壁の背面に土壌侵食による空洞等が発見された場合、当該部分への裏込め材の充填、水路耕畔を補強する等の対策を行うこと。

□水路に付着した藻等の除去

・　除塵機の破損や通水障害を解消するため、除塵機や水路内に繁茂した藻や水生植物を除去する等の対策を行うこと。

□水路法面の初期補修

・　法面に侵食や漏水が発見された場合、補修・補強等の対策を行うこと。

□破損施設の補修

・　破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

□きめ細やかな雑草対策

・　水路法面の形状確保や雑草繁茂・病害虫発生の抑制のために、芝等の「カバープランツの植栽・管理」や「抑草ネット等の設置」、又は、「薬剤による地上部の除草」を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。

□パイプラインの破損施設の補修

・破損個所や老朽化した個所の補修等の対策を行うこと。

□パイプ内の清掃

・　パイプライン及び排泥工等の附帯施設内に堆積した土砂やゴミ等を除去するために、高圧水による除去活動等の対策を行うこと。

②附帯施設

□給水栓ボックス基礎部の補強

・　特に洗掘を受けやすい給水栓ボックス付近の洗掘が判明した場合、補修等の対策を行うこと。

□破損施設の補修

・　破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

□給水栓に対する凍結防止対策

・　特に冬期間を中心とした低温期及び夜間の低温を原因とするパイプ等の破裂防止のために給水栓ボックスに保温材を投入するなどの保温対策を行うこと。

□空気弁等への腐食防止剤の塗布等

・　空気弁、バルブ、制御施設等のパイプライン附帯施設の機能を継続的に発揮させるために、腐食防止剤の塗布、清掃等のきめ細やかな保全管理を行うこと。

□遮光施設の補修等

・　アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷等を防止するために設置している遮光施設の補修や設置を行うこと。

ウ　農道に関する活動内容

32農道の軽微な補修等

①農道

□路肩、法面の初期補修

・　降雨による影響等で路肩・法面に侵食が発見された場合、補修、補強等の対策を行うこと。

□軌道等の運搬施設の維持補修

・　軌道等の運搬施設に劣化等による障害が発生している場合、維持、補修等の対策を行うこと。

□破損施設の補修

・　破損箇所や老朽化した箇所の補修、簡易な補強等の対策を行うこと。

□きめ細やかな雑草対策

・　路肩又は法面の形状確保や雑草繁茂・病害虫発生の抑制のために、芝等の「カバープランツの植栽・管理」や「抑草ネット等の設置」、又は、「薬剤による地上部の除草」を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。

②附帯施設

□側溝の目地詰め

・　U字溝などのコンクリート構造物の目地部に劣化が発見された場合、目地部に充填剤を詰める等の対策を行うこと。また、目地部分の草抜きも行うこと。

□側溝の不同沈下への早期対応

・　側溝が一部不同沈下していた場合、当該部分の補修等の対策を行うこと。

□側溝の裏込材の充填

・　側溝側壁の背面で土壌侵食による空洞等が発見された場合、当該部分に裏込め材の充填等の対策を行うこと。

□破損施設の補修

・　破損箇所や老朽化した箇所の補修、簡易な補強等の対策を行うこと。

エ　ため池に関する活動内容

33ため池の軽微な補修等

①堤体

□遮水シートの補修

・　遮水シートに破損がみられた場合、部分的に補修する等の対策を行うこと。

□コンクリート構造物の目地詰め

・　コンクリート構造物の目地部に劣化が発見された場合、目地部に充填剤を詰める等の対策を行うこと。また、目地部分の草抜きも行うこと。

□コンクリート構造物の表面劣化への対応

・　コンクリート構造物等の表面に劣化が発見された場合、表面部にコーティング剤を塗布する等の対策を行うこと。

□堤体侵食の早期補修

・　堤体の表面に侵食がみられた場合、補修等の対策を行うこと。

□破損施設の補修

・　破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

□きめ細やかな雑草対策

・　ため池法面の形状確保や雑草繁茂・病害虫発生の抑制のために、芝等の「カバープランツの植栽・管理」や「抑草ネット等の設置」、又は、「薬剤による地上部の除草」を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。

②附帯施設

□破損施設の補修

・　破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。

□遮光施設の補修等

・　アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷等を防止するために設置している遮光施設の補修や設置を行うこと。

2 農村環境保全活動

1）計画策定

ア　生態系保全

34　生物多様性保全計画の策定

・　地域における生物多様性保全に向けて、基本方針、保全する生物、保全方法、活動内容等を示した計画を策定すること。

イ　水質保全

35水質保全計画、農地保全計画の策定

□水質保全計画の策定

・　地域における水質保全に向けて、基本方針、保全方法、活動内容等を示した計画を策定すること。

□農地の保全に係る計画の策定

・　地域における農地からの濁水や土砂流出の防止に向けて、基本方針、活動内容等を示した計画を策定すること。

ウ　景観形成・生活環境保全

36景観形成・生活環境保全計画の策定

・　地域における景観形成・生活環境保全に向けて、基本方針、目標達成方法、活動内容等を示した計画を策定すること。

エ　水田貯留機能増進・地下水かん養

37水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定

□水田貯留機能増進に係る地域計画の策定

・　地域における水田等を利用した水田貯留機能増進に向けて、基本方針、活動内容等を示した計画を策定すること。

□地下水かん養に係る地域計画の策定

・　地域における水田等を利用した地下水かん養に向けて、基本方針、活動内容等を示した計画を策定すること。

オ　資源循環

38資源循環計画の策定

・　地域における資源循環のために、基本方針、循環する資源、循環方法、活動内容等を示した計画を策定すること。

2）　実践活動

ア　生態系保全

39生物の生息状況の把握

・　地域における生物多様性保全を推進するために、保全する生物を中心とした生物等の調査を行うこと。地域に生息・生育する生物、又は保全する生物の分布図を、地域情報が把握できる地形図を活用して作成すること。

・　地域において保全する生物の動向を把握するために、モニタリング調査を行うとともに、その記録管理を行うこと。

40外来種の駆除

・　地域における生物多様性保全のため、外来の魚類等の生物を駆除する活動を行うこと。

41その他（生態系保全）

□生物多様性保全に配慮した施設の適正管理

・　地域において保全する生物（主に魚類）の生息環境を創出するワンドの設置、石積み・多孔コンクリートによる護岸等を行った水路や多自然型に復元した水路等について、ゴミの除去等により適正な維持管理を行うこと。又は、新たに魚巣ブロック等を設置し、適正な維持管理を行うこと。

・　地域における魚類の生息環境を改善する魚道や段差解消等を行った水路等について、ゴミの除去等により適正な維持管理を行うこと。又は、新たに魚道等を設置し、適正な維持管理を行うこと。

・　地域における魚類等の生息環境を改善するために、水路への堰板の設置等を通じて、流速、水深の管理を行うこと。又は、保全池等の水位管理を行うこと。

・　動物等の生息環境改善のために、植栽等によって確保した連続性のある緑地帯や動物等が道路や水路を横断しやすくするような施設について、適正な維持管理を行うこと。又は、新たに道路や水路を横断しやすくするような施設を設置し、適正な維持管理を行うこと。

□水田を活用した生息環境の提供

・　遊休農地等をビオトープとして位置付けるとともに、畦畔の維持や水管理等による適正な維持管理を行うこと。

・　鳥類の餌場、ねぐらの確保又は両生類や昆虫類の産卵等のために、作物の収穫後の水田を湛水状態にする活動を行うこと。

・　渡り鳥への保護活動として、遊休農地等を利用して鳥の餌となる植物の栽培等を行うこと。

・　魚類、両生類等の生息場、待避場を確保するため、ほ場内に小水路等を設置し、適正な維持管理を行うこと。

□生物の生活史を考慮した適正管理

・　地域において保全する生物の生息環境を維持保全するために、当該生物の生活史に配慮した草刈りを行うこと。なお、その際は水路等内の刈草等とともに捕獲された生物を水路等に戻すこと。

・　地域において保全する生物の生息環境を維持保全するために、当該生物の生活史に配慮した水路の泥上げを行うこと。なお、その際は土砂とともにすくい上げられた生物を水路等に戻すこと。

・　地域において保全する生物の生息環境を維持保全するために、農用地から林地等までを移動範囲とする生物のネットワークを考慮して、農用地・林地等の適正な維持管理を行うこと。

□在来生物の育成

・　生物多様性保全の観点から、地域内に以前から生息していたが、近年減少していると感じられる生物について、放流・植栽するなど、生息環境を継続的に確保するための適正な維持管理を行うこと。

・　水路法面や畦畔等に植栽する場合、通常地域内に生息しない植物を植栽するのではなく、通常地域内に生息する在来植物を植栽するとともに、定期的な草刈り等による適正な維持管理を行うこと。

・　基礎活動としてため池の水抜きを行った後、外来種以外の魚類等の生息が確認された場合に、元のため池に戻すか、連続性のある同一水系のため池や河川等に移植すること。

・　デコイ（鳥の模型）や遮光壁の設置・管理や鳴き声を発生させる等の、鳥類の呼び寄せに寄与する活動を行うこと。

・　鳥類の生息環境の改善のために、巣箱を設置・管理すること。

□希少種の監視

・　地域における生物多様性保全のために、水路、ため池等に希少種が生息・生育する場合、乱獲等を防ぐための定期的な監視を行うこと。

イ　水質保全

42水質モニタリングの実施・記録管理

・　水質の動向を把握するために、水質モニタリング調査を行うとともに、その記録管理を行うこと。

43畑からの土砂流出対策

□排水路沿いの林地帯等の適正管理

・　水質保全に向けて、畑からの濁水等の流出抑制を図るために排水路沿いに設置した林地帯等について、下草刈り等による適正な維持管理を行うこと。又は、新たに林地帯等の設置を行い、適正な維持管理を行うこと。

□沈砂池の適正管理

・　水質保全に向けて、土砂堆積機能の効果的発揮や浮遊物の流出防止を図るため、沈砂池や土砂溜桝の泥上げやその施設への植栽を行い、適正な管理を行うこと。又は、新たに沈砂池の設置を行い、適正な維持管理を行うこと。

□土壌流出防止のためのグリーンベルト等の適正管理

・　水質保全に向けて、農用地からの土壌流出を抑制するために設置したグリーンベルト（緑地帯）等（畦畔、木柵等含む）について、適正な維持管理を行うこと。又は、新たにグリーンベルト（緑地帯）等（畦畔、木柵等含む）を設置し、適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。

・　水質保全に向けて、作物収穫後に通常裸地期間となる場合、土壌流出を抑制するために営農目的以外で流出防止対策（マルチ、敷きわら、植物の植栽等）を行い、適正な維持管理を行うこと。

44その他（水質保全）

□水質保全を考慮した施設の適正管理

・　水質保全のために、排水路やため池内に植栽したヨシ等の植物について、適正な時期に

刈り取りを行い、排水路やため池外に搬出し処分する等の適正な維持管理を行うこと。又は、新たにヨシ等を植栽し、適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。

・　水質保全のために、排水路やため池内に設置した木炭等の接触材を利用した浄化施設等の水質改善施設について、接触材を定期的に更新する等の適正な維持管理を行うこと。又は、新たに水質改善施設を設置し、適正な維持管理を行うこと。

・　水質保全のために、排水路に設置した浄化池について、泥上げ、清掃等の適正な維持管理を行うこと。又は、新たに浄化池を設置して適正な維持管理を行うこと。

□水田からの排水（濁水）管理

・　水田からの濁水流出防止を図るために、濁水がほ場内に滞留して浮遊（懸濁）物質の沈殿が図られるように、排水止水板を設置し、その適正な維持管理を行うこと。

□循環かんがいの実施

・　地域内外の水質を保全するため、地域内での循環かんがいを実施すること。

□非かんがい期における通水

・　水質改善や悪臭発生防止のために、非かんがい期においてもゲート等の適正な管理等によって水路に通水すること。

□管理作業の省力化による水資源の保全

・　管理作業を省力化し、水資源の逼迫や下流閉鎖水域の水質悪化を改善するため、末端ゲート・バルブ又は給水栓・取水口の自動化等を行うこと。

ウ　景観形成・生活環境保全

45植栽等の景観形成活動

□景観形成のための施設への植栽等

・　農用地（畦畔、防風林含む）、水路、ため池、農道（路肩含む）を活用して景観を良くするために、花壇、植生土のうの設置や景観植物の植栽を行うとともに、ゴミの除去等による適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。

・　景観形成のために、水路等に水生植物（花き等）を植栽するとともに、補植等による適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。

・　景観形成のために、農道の歩道部分を木材チップで覆う等の活動を行うこと。

□農用地等を活用した景観形成活動

【農用地等を活用した景観形成活動】

・　農用地等の資源が活用されて形成される良好な景観を維持、改善するため、農用地周辺の屋敷林の適正管理、廃屋（使用されなくなった農具小屋等）の撤去又は周辺景観に配慮した利活用、複数の施設の壁の同系色化等の活動を実施し、景観形成を図ること。

【農用地等を活用した景観に配慮した作付け】

・　農用地への作物の作付け及び輪作を行う際に、農用地への景観作物の作付けや景観に配慮した輪作を行うこと。

・　農村の景観を良好にするために、遊休農地等に景観植物等の植栽を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。

46施設等の定期的な巡回点検・清掃

・　地域内の景観保全及び生活環境保全のために、ゴミの不法投棄防止のための巡回点検を

行うこと。

・　地域内の景観保全及び生活環境保全のために、農用地、開水路、パイプライン附帯施設、ため池、農道等の施設周辺のゴミを定期的に除去すること。

・　地域の重要な通行の場となっている農道の除雪を行うこと。

・　畦畔法面の管理作業を省力化し、管理の粗放化による病虫害の増加、景観の悪化等を防止するため、法面への小段（犬走り）の設置を行うこと。

47その他（景観形成・生活環境保全）

□農業用水の地域用水としての利用・管理

・　農業用水を生活用水として利用するとともに、適正な利用が可能となるように利用区間の水路底やその周辺部の清掃及び適正な維持管理を行うこと。

・　農業用水を防火用水として利用するとともに、適正な利用が可能となるように防火水槽の定期的な清掃、防火訓練への協力、水位確保のための堰板管理等を行うこと。

・　農業用水を消流雪用に利用するとともに、その適正な利用が可能となるように降雪期前の点検、補修、及びその他期間にも適正な維持管理を行うこと。

・　集落内にある水路を親水空間として利活用し、定期的な清掃等により、適正な維持管理を行うこと。

・　農村の水辺空間の景観形成を図るため、非かんがい期においても、ため池に貯水すること。

□伝統的施設や農法の保全・実施

・　はさ掛け等の伝統農法の実践を通じて農村特有の景観形成を図ること。

・　地域に賦存する歴史的な価値のある農業施設の保全を行うこと。

・　景観形成のために、機械作業が不可能な棚田等の石垣法面の草刈りや補修等を適正に行うこと。

□農用地から風塵の防止活動

・　農用地周辺に立地する住宅等に対して、農用地からの風塵による影響を小さくするため、主として営農目的以外で農用地への植物の植栽を行い、適正な維持管理を行う等の活動を行うこと。又は、風塵防止のための並木を整備し、枝打ち等により適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。

エ　水田貯留機能増進・地下水かん養

48水田の貯留機能向上活動

・　大雨時の水田からの排水を調節するため、水田の落水口に排水調整板の設置等を行うこと。

・　大雨時の水田での貯留効果を向上させるため、畦畔の嵩上げ等を行うこと。ただし前述の排水調節の活動を行う場合に限る。

・　大雨時に、水田への湛水による一時貯留やため池等の空容量を活用し、貯留機能を向上させるため、ゲート等の操作や排水ポンプの稼働を行うこと。

49水田の地下水かん養機能向上、水源かん養林の保全

□水田の地下水かん養機能向上活動

・　水田の持つ地下水かん養機能を発揮させるため、かんがい・防除等の営農以外の目的で水田への水張りを行うこと。又は、新たにポンプを設置し、計画に基づいた水田への湛水を行うこと。

・　水田の持つ地下水かん養機能を効果的に発揮させるため、収穫後に耕起を行うこと。

□水源かん養林の保全

・地下水かん養の便益を受ける地域が上流域の地域と連携を取りながら、水源かん養林を対象にした保全活動を行うこと。

オ　資源循環

50地域資源の活用・資源循環活動

【有機性物質のたい肥化】

・　資源の循環を推進するために、家庭からの生ゴミ等を収集し、たい肥化を図ること。

・　資源の循環を推進するために、農業集落排水施設から発生する汚泥を収集し、たい肥化を図ること。

【間伐材等を利用した防護柵等の適正管理】

・　地域及び周辺で産出される間伐材を利用して設置した防護柵について、破損があった場合などには早急な対応を行うなど、適正な維持管理を行うこと。又は、新たに間伐材を利用した防護柵を設置し、維持管理すること。

【農業用水の反復利用】

・　地域において農業用水を有効活用するために、農業用水を反復して循環的な利用を行うこと。又は、新たに排水の再利用が可能となるポンプを設置し、計画に基づいた通水を行うこと。

【小水力発電施設の適正管理】

・　地域内にある水路に設置した小水力発電施設について、継続的に発電が可能となるような適正な維持管理を行うこと。又は、新たに発電施設を設置し、維持管理すること。又は、小水力発電の導入に向けた実験活動を行うこと。

3）　啓発・普及

51啓発・普及活動

①広報活動（パンフレット等の作成・頒布、看板設置等）、啓発活動（有識者の指導、勉強会等）に関する活動内容

□広報活動

・　農村環境保全活動に対する地域住民等の理解を深めるために、パンフレット、機関誌等の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設・更新等の活動を行うこと。

・　外来種の侵入防止や駆除に対する理解を醸成する活動を行うこと。

□啓発活動

・　地域の農村環境保全のために、農村環境の各テーマに詳しい専門家の意見を伺う等、有識者の指導・助言を得ること。

・　地域で保全する生物の種類を検討するためや、地域の水質保全計画・景観形成計画等を策定するため等に、集落等での寄合等の場を活用した勉強会等を行うこと。

②地域住民との交流活動、学校教育、行政機関等との連携に関する活動内容

□地域住民等との交流活動

・　活動を契機として、農村環境保全活動に対する地域住民等の関心を高めるために、地域住民等との交流活動を行うこと。

・　地域における生物多様性保全、景観形成等への認識を高めるために、地域内の水路等でみられる生物を対象とした観察会や地域の農村環境を再点検するためのウォーキング等を行うこと。

・　生物多様性保全への意識向上のために設置した植物等の観察路や鳥の観察台について、

定期的なゴミ除去等による適正な維持管理を行うこと。又は、新たに観察路等を設置し、管理を行うこと。

・　農村環境保全活動を実施する団体との意見交換会の開催等により、連携を図ること。

・　地域における水田を利用した水田貯留機能増進・地下水かん養を推進していくために下流域と上流域との間での情報交換会の実施等により、連携を図ること。

□学校教育等との連携

・　農村環境保全活動の啓発等のために、テーマに応じた出前講座や体験の場の提供等により、小中学校、高等学校、幼稚園等と連携を図ること。

□行政機関等との連携

・　市町村が田園環境整備マスタープランを策定（変更）する際に、地域における生息生物、水質等の各テーマに関する情報を提供したり、内容について意見を述べること。また、地域での活動等をマスタープランに位置付ける等の連携強化を図ること。

・　市町村等が作成する広報誌について、地域における生息生物・景観等についての情報を提供したり、地域の活動実績等を投稿すること。

③地域内の規制等の取り決めに関する活動内容

□地域内の規制等の取り決め

・　農村環境保全活動を推進していくために、規制（ルール、約束事等）について、地域の合意の下で取り決めること。

3　多面的機能の増進を図る活動

52遊休農地の有効活用

・　地域内外からの営農者の確保、地域住民による活用、企業と連携した特産物の作付等、遊休農地の有効活用のための活動を行うこと。

53鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化

・　鳥獣被害防止のための対策施設の設置や鳥獣緩衝帯の整備・保全管理、農地周りの藪等の伐採、農地への侵入竹等の防止等、農地利用や地域環境の改善のための活動を行うこと。

54地域住民による直営施工

・　農業者・地域住民が直接参加した施設の補修や環境保全施設の設置、そのための技術習得等、地域住民が参加した直営施工による活動を行うこと。

55防災・減災力の強化

・　水田やため池の雨水貯留機能の活用、危険ため池の管理体制の整備・強化、災害時における応急体制の整備等、地域が一体となった防災・減災力の強化のための活動を行うこと。

56農村環境保全活動の幅広い展開

・　農地等の環境資源としての役割を活かした、景観の形成、生態系の保全・再生等、農村環境の良好な保全に向けた幅広い活動を行うこと（地域資源の質的向上を図る共同活動において取り組まれる農村環境保全活動に加えて、１テーマを選択し農村環境保全活動を実施する対象組織及び４に定める活動を実施する対象組織が対象）。

57やすらぎ・福祉及び教育機能の活用

・　地域の医療・福祉施設等と連携した、農村環境保全活動への参画や農業体験等を通じた交流活動等、地域と医療・福祉施設等との連携を強化する活動を行うこと。

・　地域内外の法人、専門家、教育機関等と連携した農村環境保全活動への参画や農業体験等を通じた交流活動等、地域資源の有するやすらぎや教育の場としての機能増進を図る活動を行うこと。

58農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化

・　農村特有の景観や文化を形成してきた伝統的な農業技術、農業に由来する行事の継承等、文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化に資する活動を行うこと。

58-2広域活動組織における活動支援班による活動の実施

・　広域活動組織において、集落をまたいで共同活動を支援することを目的として設置された活動支援班が活動を行うこと。

58-3水管理を通じた環境負荷低減活動の強化

・　５に定める活動を行うこと。ただし、５割低減の取組と組み合わせての実施及び長期中干しにおける溝切りの実施の要件は適用しないものとする。

59都道府県、市町村が特に認める活動

・　都道府県が策定した地域活動指針において、地域の多様な実態を踏まえて追加した活動を行うこと。

60広報活動・農的関係人口の拡大

・　多面的機能支払交付金の活動に対する多様な主体の参画の促進や地域外からの呼び込みによる農村関係人口の拡大のために、パンフレット・機関誌等の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設・更新等の活動を行うこと。

4　多面的機能の増進を図る活動における「農村環境保全活動の幅広い展開」の対象組織

３における「農村環境保全活動の幅広い展開」の対象組織は、地域資源の質的向上を図る共同活動において取り組まれる農村環境保全活動に加えて、当該農村環境保全活動とは異なる１テーマ以上の農村環境保全活動を選択及び実施する対象組織、又は以下の高度な保全活動を実施する対象組織とする。

(1) 農業用水の保全

ア　循環かんがいによる水質保全

□循環かんがい施設の保全等

・　循環かんがいにより地域の河川、湖沼等の水質改善を図るために、ポンプの分解点検清掃及び循環池のゴミ・土砂の除去を行うこと。また、定期的に水質調査を行い、周辺水域への負荷の軽減効果を確認すること。

イ　浄化水路による水質保全

□水路への木炭等の設置

・　農業用排水の水質改善を図るために、水路又はため池に水質浄化施設（木炭・れき・織布等の接触材、ヨシやガマ等の水質浄化植物等）を設置し、浄化施設の適正な維持管理（施設の清掃、植物の刈り取り）を行うこと。また、定期的に水質調査を行い、水質を確認すること。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。

ウ　地下水かん養

□冬期湛水等のためのポンプ設置

・　農業用水源としての地域の地下水をかん養するために、ポンプを設置し、かんがい・防除等の営農目的以外で、計画に基づいた水田への湛水を行うこと。

エ　持続的な水管理

□末端ゲート・バルブの自動化等

・　管理の粗放化による溢水や水資源の逼迫等の地域の水管理に関する問題を改善するた

め、末端ゲート・バルブの自動化等を行うこと。

□給水栓・取水口の自動化等

・　管理の粗放化による水資源の逼迫や閉鎖水域の水質悪化等の地域の水環境に関する問題を改善するため、給水栓・取水口の自動化等を行うこと。

(2) 農地の保全

ア　土壌流出防止

□グリーンベルト等の設置

・　農地等からの土壌流出を防止するために、農地周辺の水路沿い等にグリーンベルト（緑地帯）等（畦畔、木柵等含む）を設置し、適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。

□防風林の設置

・　活動計画書に位置付けた農地において、農地等からの砂塵飛散を防止するために、農地に隣接する防風林を設置し、枝払いや草刈り、除草等の適正な維持管理を行うこと。

(3) 地域環境の保全

ア　生物多様性の回復

□水田魚道の設置

・　地域における保全対象となる生物（魚類）やそれを捕食する猛禽類等の生息環境の確保のために、対象となる魚類の遡上が可能となるよう水田と排水路の間等に適切な小規模魚道を設置し、適正な維持管理を行うこと。また、保全対象となる魚類等の生息状況について適切にモニタリング調査を行うこと。

□水路魚道の設置

・　地域における対象となる生物（魚類）やそれを捕食する猛禽類等の生息環境の確保のために、対象となる魚類の遡上が可能となるよう水路に適切な魚道を設置し、適正な維持管理を行うこと。また、保全対象となる魚類等の生息状況について適切にモニタリング調査を行うこと。

□生息環境向上施設の設置

・　地域における対象となる生物（魚類等）やそれを捕食する猛禽類等の生息環境の確保のために、水路、遊休農地等にワンド、ビオトープ、石積み・多孔コンクリート護岸等を設置し、適正な維持管理を行うこと。また、保全対象となる生物の生息状況について適切にモニタリング調査を行うこと。

□生物の移動経路の確保

・　地域における保全対象となる生物の移動経路の確保のために、対象となる野生生物を特定した上で、道路や水路を横断しやすくするような施設（水路蓋、農道下の暗渠等）の設置し、適正な維持管理を行うこと。また、保全対象となる生物の移動経路が確保されていることについて適切にモニタリング調査を行うこと。

イ　水環境の回復

□水環境回復のための節水かんがいの導入

・　排水の再利用等により、かんがい用水の取水量を節減し、地域の水環境の回復を図るために、排水の再利用が可能となるようポンプ等を設置し、計画に基づいた通水を行うこと。

ウ　持続的な畦畔管理

□カバープランツ（地被植物）の設置

・　管理の粗放化による病虫害の増加、法面浸食、景観の悪化等を防止するために、カバープランツを設置し、適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。

□法面への小段（犬走り）の設置

・　管理の粗放化による病虫害の増加や、景観の悪化等を防止するために、法面へ小段を設置すること。

(4) 専門家の指導

□専門家による技術的指導の実施

・　対象活動に関する専門的な知見又は技能を有している者の指導や助言を受け対象活動を実施すること。また、指導内容及びその反映状況を記録すること。

(5) 環境負荷低減の取組への支援

多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年４月１日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）別紙２第６の２の（１）のウのｄの（ａ）から（ｅ）までに掲げる活動については、それぞれ以下の要件を満たすものとする。

（ａ）長期中干し

ア　栽培する主作物が水稲であること。

イ　稲の生育中期に10アール当たり１本以上の溝切りを実施した上で14日以上の中干しを実施すること。

（ｂ）冬期湛水

ア　栽培する主作物が水稲であること。ただし、令和６年度まで環境保全型農業直接支払交付金において、水稲以外を対象として取組実績がある場合はこの限りではない。

イ　２ヶ月以上の湛水期間を確保するための適切な取水措置及び漏水防止措置が講じられていること。

ウ　市町等が作成した計画に即して実施されている取組であること又は生物多様性保全に資するものとしてその実施に関して市町長の承認等を得た取組であること。なお、市町等が作成する計画については、以下の内容の記載されているものとする。

a　生物多様性保全に関する市町村等の基本的考え方が記載されていること。

b　生物多様性保全の取組を推進するための方策として冬期湛水が位置付けられていること。

（ｃ）夏期湛水

ア　栽培する主作物が野菜、大麦、なたね等であること。

イ　転作田又は湛水可能なほ場であること。

ウ　６月下旬～９月上旬の期間内に２ヶ月以上の湛水期間を確保するため、前作の収穫後に耕起、代かき、畦畔補修等、適切な漏水防止措置及び適切な取水措置が講じられていること。

エ　湛水期間中の開放水面を維持するため深水管理等の雑草対策に努め、雑草の繁茂がみられた部分については必要に応じて適宜代かきを行う等、適切な管理が行われていること。

オ　市町等が作成した計画に即して実施されている取組であること又は生物多様性保全に資するものとしてその実施に関して市町長の承認等を得た取組であること。なお、市町村等が作成する計画については、以下の内容の記載されているものとする。

a　生物多様性保全に関する市町村等の基本的考え方が記載されていること。

b　生物多様性保全の取組を推進するための方策として夏期湛水が位置付けられている

こと。

（ｄ）中干し延期

ア　栽培する主作物が水稲であること。

イ　中干し開始時期を慣行時期より1カ月程度延期又は中止し、慣行の水稲栽培期間、常時湛水状態を保つこと。

ウ　常時湛水状態を保つための定期的な水管理及び畦の点検・補修を実施すること。

（ｅ）江の設置等

ア　栽培する主作物が水稲であること。

イ　10a当たり原則10m以上とし、10m/10aに満たない場合は、取組面積(a(※１a未満切り捨て））＝設置した長さ(m)のとして取組面積を調整すること。江の形状は、原則として「深さ10cm以上、水面幅30cm以上」とする。

ウ　湛水の状態とする期間は、原則として、中干し開始時から８月中旬までとする。

エ　湛水等の期間中、江に除草剤を使用しないこと。

オ　魚類等の希少種が水田内で保護されるよう、適切に管理すること。

なお、魚類保護をする場合は、ア・オの要件を全て満たせばよいものとする。

(6) ５割低減の取組

要綱別紙２第６の２の（１）のウのｄで定める５割低減の取組は、以下のとおり取り扱うものとする。

１）慣行レベル

地域の慣行については、岡山県における慣行レベル一覧に準拠するものとする。

２）化学肥料及び化学合成農薬の使用の算定の方法

化学肥料及び化学合成農薬の使用の算定の方法は次のとおりとし、化学肥料及び化学合成農薬の使用の算定の方法、低減割合の算定の方法等については、原則として表示ガイドラインの考え方に即して行うものとする。 なお、慣行レベルが設定されており、かつ、化学肥料又は化学合成農薬のうちいずれか一方の資材の慣行レベルがゼロである作物であっても、本作物について慣行レベルを策定している都道府県のおおむね５割以上において当該資材を慣行的に使用している場合、当該資材を使用しないことをもって５割以上の低減が行われたものとみなすことができるものとする。

ア　化学肥料の使用量については、農産物の生産過程等において使用される化学肥料の窒素成分量の合計とする。

イ　化学合成農薬の使用量については、農産物の生産過程等において使用される化学合成農薬の使用回数（土壌消毒剤、除草剤等の使用回数を含む。）の合計とし、化学合成農薬の有効成分ごとに算定するものとする。

３）化学合成農薬の使用の算定に当たっての留意事項

ア　２）にかかわらず、植物防疫法（昭和25年法律第151号）第 23 条第１項又は第 31 条第１項に基づき実施される発生予察事業における警報が発令された場合、当該警報に基づく防除において使用される化学合成農薬については、化学合成農薬の使用回数に算入しないことができるものとする。

イ　有機農産物規格表Ｂ．１の農薬については、これを農産物の生産過程等において使用した場合にあっても、化学合成農薬の使用回数に算入しないことができるものとする。

ウ　化学合成農薬を使用することなく生産された種子や苗等の入手が困難な作物については、種子や苗等に使用されている化学合成農薬を化学合成農薬の使用回数に算入しないことがで

きるものとする。ただし、種子繁殖の品種は種子、栄養繁殖の品種は入手可能な最も若齢のものを基準とし、それ以降に使用された化学合成農薬は使用回数に含めるものとする。また、この場合、化学合成農薬の使用に係る慣行レベルから種子や苗等に使用した化学合成農薬の使用回数を除いた数値を、５割低減の取組の基準としての慣行レベルとして利用するものとする。